## 福島県犯罪被害者等支援条例骨子案に関する御意見等 (第 1 回検討委員会後)

No.	条文	提案委員	意見等内容	事務局対応案
			「定義」(意見)	【条例案に反映する】
1	2条	熊田委員	<ul> <li>・(4)の後に以下を追加すべき。</li> <li>(5) 二次受傷</li> <li>犯罪被害者等の支援に携わる者が支援を行う過程で、被害者と同様の外傷性ストレス反応を負うなど心身に傷病等を生じた場合をいう。</li> <li>・上記に併せて、第24条の「支援に従事する者に対する支援」を「支援従事者の二次受傷に対する支援」とする。</li> <li>・二次受傷を定義付けすることにより、支援にはリスクを伴うことを明確にすること、またこれらリスクの防止のため施策を規定することにより、支援に従事する者が安心して業務に従事できる環境づくりが必要であるため。</li> </ul>	・御意見のとおり、支援に従事する者が支援に当たり、心理的外傷のリスクを伴うことを明確にするとともに、それを支援する取組についても重要であることを示すため、二次受傷を定義に追加する。
			「県の責務」(意見)	【条例案に反映しない】
2	4条	熊田委員	<ul> <li>・県は、市町村が支援に関する施策を策定し、実施しようとするときの協力を行うことを責務としているが、被害者支援の実効性を高めていくためには、市町村の被害者支援に関する理解と積極的な取組にかかっていると考える。このため、県の責務として、市町村が積極的に被害者支援に関わり、市町村が支援計画の策定及び実施をするよう「協力要請」として条文化できないか。</li> <li>・併せて、第7条の「市町村の役割」についても「市町村の責務」とすることはできないか。</li> </ul>	・「その他の必要な協力を行う」には働きかけることも含まれており、また、市町村のより自主的な取組を促すため、条文には「協力要請」を加えないこととする。 ・本条例は、市町村の「責務」として何らかの義務づけをするものではなく、担ってもらう役割・施策を推進するための拠り所として記載することから、「市町村の役割」のままとする。
			   「県民の役割」(意見)	【条例案に反映しない】
3	5条	生島委員長	・県と同様に「役割」ではなく、「責務」とすることが肝要である。	・本条例は、県民の「責務」として何らかの義務づけをするものではなく、担ってもらう役割・ 施策を推進するための拠り所として記載することから、「県民の役割」のままとする。
			  「事業者の役割」(意見)	【条例案に反映しない】
4	6条	生島委員長	・県と同様に「役割」ではなく、「責務」とすることが肝要である。	・本条例は、事業者の「責務」として何らかの義務づけをするものではなく、担ってもらう役割・施策を推進するための拠り所として記載することから、「事業者の役割」のままとする。
			   「市町村の役割」(意見)	【条例案に反映しない】
5	7条	生島委員長 熊田委員	<ul> <li>・県と同様に「役割」ではなく、「責務」とすることが肝要である。(生島委員長)</li> <li>・県は、市町村が支援に関する施策を策定し、実施しようとするときの協力を行うことを責務としているが、被害者支援の実効性を高めていくためには、市町村の被害者支援に関する理解と積極的な取組にかかっていると考えることから、「市町村の役割」についても、「市町村の責務」とできないか。(熊田委員)</li> </ul>	・本条例は、市町村の「責務」として何らかの義務づけをするものではなく、担ってもらう役割・施策を推進するための拠り所として記載することから、「市町村の役割」のままとする。
			「推進・計画等」(意見)	【条例案に反映する】
6	9条	熊田委員	<ul> <li>(4)の後に以下を追加すべき。</li> <li>(5) 県は、犯罪被害者等支援計画に基づき実施した犯罪被害者等のための施策の実施状況を 定期的に公表しなければならない。</li> <li>・施策の実効性を高めるためには、施策の実施状況を定期的に点検、評価できるよう、毎年、若しくは 定期的に公表することが必要と考えるが、本項目には、策定した時の公表はあるが、策定以後の書 き込みがないため。</li> </ul>	・御意見のとおり、施策の実施状況について定期的に点検、評価するとともに、その結果について県民に理解を深めてもらうことは重要であることから、「実施状況の公表」について条文に追加する。

## 福島県犯罪被害者等支援条例骨子案に関する御意見等 (第 1 回検討委員会後)

No.	条文	提案委員	意見等内容	事務局対応案
			「指針・計画等」(意見)	【条例に反映しない】
7	9条	熊田委員	<ul> <li>「犯罪被害者等支援計画」の策定及び具体的施策の推進に当たり、関係部局内及び警察本部とのワーキンググループを設置するなどの対応が必要と考える。</li> <li>・支援計画の策定に当たり、推進項目は多岐にわたり、策定に当たっては、関係部局との調整が必要である。</li> <li>・計画策定後の具体的施策の実施は、関係部局及び警察本部が推進するものと思われ、実効性のある計画推進のためにも関係部局及び警察本部とのワーキンググループの設置が必要と考える。</li> </ul>	・犯罪被害者等支援計画の策定及びそれに基づく具体的施策の推進時の参考とする。
			「指針・計画等」(意見)	【計画で検討する】
8	9条	熊田委員	・支援計画の策定後、市町村、警察本部及び民間団体等における相談件数、対応措置等の指標を 設定し、定期的に検証及び評価していくことが実効性の確認と計画の変更等の判断材料となるもの と考える。	・御意見を踏まえ、指標の設定およびそれに基づく評価について、推進計画策定において 参考とする。
			「総合的な支援体制の整備」(意見)	【計画で検討する】
9	10条	関委員	・厚労省で進めている重層的支援体制整備事業は、縦割りの弊害を無くし、総合的な支援体制をつく るものであり、参考になると思われる。	・御意見を踏まえ、重層的支援体制整備事業について、推進計画策定において参考とす る。
			   「財政上の措置」(意見)	【条例案に反映しない】
10	11条	生島委員長	・「必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする」の「よう努める」を削除しなければ、条例が 実質的に機能しない。	・財政上の措置については、議会で予算案が承認されて初めて予算化されるものであり、 予算の範囲内で施策を実行するという制約上、あらかじめ財政上の措置を確約できるもの ではないため、「講ずるよう努めるものとする」のままとする。支援の充実に向け、必要な予 算については要求していく考えである。
			「財政上の措置」(意見)	【条例案に反映しない】【計画で検討する】
11	11条	宮下委員	・「~講ずるよう努めるものとする」を「講ずるものとする」とし、推進計画の中で、犯罪被害者等見舞金の支給や貸付金制度、適切な医療サービスの提供(犯罪被害者の初診料・診断書料のほか、性犯罪被害者に対する緊急避妊投薬料、支障に対する処置料、人工妊娠中絶費用、性感染症検査費用、鑑定資料採取費用や、精神科医等による診療・カウンセリングに係る費用の支出)、二次被害及び再犯被害防止ための安全・居住の確保(転居費用の援助)、法律相談費用の援助等の具体的な財政上の措置を定めるべきであると考える。 ・犯罪等による被害について第一義的責任を負うのはもとより加害者であるが、加害者には十分な資力のない場合が多く、犯罪被害者等が加害者から十分な補償を得ることは難しいのが現状である。また、国が定めているいわゆる犯給法による給付金は、要件が厳しい上に、支給までの期間も平均半年程度を要し、金額も自動車事故における自賠責保険や政府保証事業の水準と比較してはるかに低額で、併給調整もなされるものにとどまっており、犯罪被害者等が被害から回復し、生活を立て直すために十分なものとはいえない。・他県では、市町村において、具体的な財政上の措置を定めた条例・規則を制定しているところもあり、県条例により、市町村が見舞金を支給した場合にその一部を補助する事業を行う県(新潟県等)もある。もっとも、福島県には、犯罪被害者等支援条例を定めている市町村はなく、今後市町村においても同条例を定めることが望ましいところではあるが、各市町村において、画一的な内容を定めることも難しいことから、まずは県の条例において、具体的な財政上の措置を定める必要があると考える。なお、山形県は、条例において、財政上の措置について「~講ずるものとする」とし、推進計画において、30万円までの貸付制度等を定めている。	・財政上の措置については、議会で予算案が承認されて初めて予算化されるものであり、予算の範囲内で施策を実行するという制約上、あらかじめ財政上の措置を確約できるものではないため、「講ずるよう努めるものとする」のままとする。支援の充実に向け、必要な予算については要求していく考えである。 ・具体的な経済的支援等のあり方については、推進計画の中で検討する。

## 福島県犯罪被害者等支援条例骨子案に関する御意見等 (第 1 回検討委員会後)

No.	条文	提案委員	意見等内容	事務局対応案
12	12条	宮下委員	「相談及び情報の提供」(質問・意見)  ・同条には、犯罪被害者等が直面している法律問題等に係る相談への対応として、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介等の施策についてあげられているが、具体的にはどのような方法(ルート)によって弁護士等への紹介をすることが予定されているか。 ・犯罪被害者等は、刑事手続への関与をはじめ、様々な法的問題を抱えているが、自身で弁護士事務所や法テラスに連絡することが難しい場合もあり、弁護士に支援につながらないことが多いのが現状である。このような現状から、県や自治体より、法的アドバイスを必要としている犯罪被害者等を弁護士につないでもらえれば、より迅速に必要な支援を提供できるものと考える。・ついては、想定される犯罪被害者等を弁護士等に紹介する方法(弁護士会に直接情報提供していただくのか、民間支援団体につなぐのか等)についてご教示いただくとともに、その概要を推進計画に入れるなど、実際に運用可能なものとして欲しい。	【質問回答】【計画で検討する】  ・性暴力等被害者の相談支援については、県からふくしま被害者支援センターに委託して実施しているところであるが、今年度から委託業務の中に、弁護士相談を追加した。また、必要に応じて法テラスの紹介も行っている。 このような形で、現状としては民間支援団体を通じて弁護士等を紹介することを想定しているが、今後はさらに弁護士会と連携を取りながら県や市町村からも直接弁護士につなぐようなスキームを構築し、推進計画にその概要を盛り込んでいくこととしたい。
			「相談及び情報の提供」(質問)	【質問回答】
13	12条	渡邊委員	・「犯罪被害者等支援に精通している者」とは、現時点で誰(どのような専門家)を指しているのか。	・弁護士、医師、臨床心理士等を想定している。
			 「経済的負担の軽減」(質問)	【質問回答】
14	18条	岡﨑委員	・東京都や三重県をはじめ、多くの市町村でも見舞金制度を取り入れており、今後ますます増えていくものと思われる。本県でも見舞金制度をつくることはできないのか。	・見舞金制度については、他道府県でも取り組んでいるところはまだ少ないが、支援策の充 実は必要であると考えており、他道府県の状況も参考にしながら検討していきたい。
			「大規模事案における支援の実施」(質問・意見)	【質問回答】
15	19条	高橋副委員長	・昨年7月の郡山の爆発事故のように発生直後には刑事事件として立件されるか分からない事案における被害者への支援は本条例の射程として想定されているのか。工場などの爆発事故や火災では発生直後には刑事事件として立件されるか分からない事案も多いが、そうした事案でも生活基盤を突然失って困難を抱える被害者の方や「賠償金をたくさんもらえる」などという誹謗中傷に苦しむ方もいると思うので、仮に本条例の対象でないとしても、地方公共団体に何らかの支援の窓口があるとよい。	・本条例は、「犯罪等により被害を受けた者およびその家族または遺族」を支援の対象としており、ここでいう「犯罪等」とは、「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」を指すため、刑事事件として立件されるか分からない事案については想定していない。・なお、同爆発事故の対応に当たった郡山市では、災害見舞金の支給など当該被害者に必要な支援メニューの一覧を作成し対応したと聞いている。
			「県内に住所を有しない者等に対する支援」(質問)(意見)	【質問回答】【計画で検討する】
16	20条	高橋副委員長	・「県外の方が福島県内で被害に遭われた場合」については記載があるが、「福島県民が県外で犯罪被害に遭った場合」の支援は本条例の射程として想定されているのでしょうか。特にそうした方は捜査や裁判のために県外に出かけなければならない場面や県内と事件の発生地のいずれの民間支援団体に相談すべきか悩まれる場面もあるかと思うので、そうした方々に関する支援や情報提供の窓口もあるとよい。	<ul> <li>本条例においては、県民の被害地を問わず、犯罪被害者等が支援を必要とする場合には、支援の対象とする。</li> <li>犯罪被害者等が必要な支援を受けられるよう、適切な情報提供のあり方について、推進計画の中で検討する。</li> </ul>

### 福島県犯罪被害者等支援条例骨子案に関する御意見等 (第1回検討委員会後)

No.	条文	提案委員	意見等内容	事務局対応案
			「支援に従事する者に対する支援」(意見)	【条例案に反映する】
17	24条	熊田委員	・「支援に従事する者に対する支援」を「支援従事者の二次受傷に対する支援」とし、条文を以下のとおり改める。 県は、犯罪被害者等の支援に従事する者が犯罪被害者等の支援を行う過程において、二次受傷を負うことを防止し、回復し、軽減し、またその安全を確保するため、支援従事者に対する研修、相談その他の必要な施策を講ずるものとする。	・御意見のとおり、「支援に従事する者「支援に従事する者に対する支援」を「支援従事者の 二次受傷に対する支援」とし、条文についても改めることとする。
			   「民間支援団体に関する支援」(意見)	【条例案に反映しない】
18	25条	熊田委員	「犯罪被害者等支援を推進することができるよう、」の後に「活動場所の提供、」を追加する。     民間団体(犯罪被害者等早期援助団体)における安定した途切れることのない支援ができる基盤づくりに資するため、活動拠点たる事務所等の活動場所提供等、財政的援助以外の援助を行うことが必要である。また、民間団体の活動拠点が、県所有等の公的施設であることから、支援を求める犯罪被害者等の信頼確保に繋がることが期待できる。	・「その他の必要な施策」には民間支援団体への活動場所の提供についても含まれるものと考えており、条文には加えないこととする。
			  「その他」(意見)	【条例案に反映しない】
19	その他	生島委員長	・県の条例が市町村に引き継がれるように、少なくとも福島、郡山、会津若松等の中核都市の参画 を強く求めたい。	・本条例について、福島、郡山、会津若松等を含む各市町村への説明会の実施を予定しており、その中で条例制定について情報提供や働きかけを行うこととしたい。
			「その他」(意見)	【条例案に反映しない】
20	その他	熊田委員	<ul> <li>・第28条に雑則の規定を追加し、条文を以下のとおりとすべき。この条例に定めるほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定めることができる。</li> <li>・本条に基づいて、実効性のある施策を講ずるためには、より細かな規定が必要になる。当該犯罪被害者等施策担当部署が中心となって、庁内関係部署と調整の上、規則を定める必要がある。</li> <li>・条例に関する規則は、県における民間支援団体の活動状況や県の施策など、地域の実情に応じて定める必要がある。社会情勢の変化や地域の支援体制の進展によって、規定を再検討する必要性が生じた場合には、規則を改正する等の措置を講ずることにより、本条例のよりよい実効性が担保されると考える。</li> </ul>	・御意見の趣旨を踏まえ、必要な支援策については関係部署等から十分意見を伺ったうえで推進計画や予算の中で検討することとするため、雑則の規定は要しないものと考える。
			「その他」(質問)	【質問回答】
21	その他	熊田委員	<ul><li>①本条例制定後、委員会はどのような位置付けになるのか。</li><li>②本条例制定後における関わりはどのようになるのか。</li><li>③本条例に委員会を条文化できないか。</li><li>④委員会にマスコミ関係者を加えることはできないか。</li></ul>	①本条例制定後、本委員会において推進計画策定に向けた御意見をいただくこととなる。 ②上記のとおり。 ③本委員会は、本条例の施行及び推進計画の策定までが設置目的、役割となっているため、条文化はせず、推進計画の策定に向けては、関係機関・団体から十分意見を伺うこととしたい。 ④参考意見として承る。
			   「その他」(質問)	【質問回答】
22	その他	熊田委員	・「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例」の第21条には、「犯罪被害者等に対する 支援」について規定しているほか、「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画」に おいても規定されているが、本条例との関係はどうなるのか。削除されるものと考えて良いのか。	・お見込みのとおり、本条例及び推進計画の施行に伴い、「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例」の第21条及び「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画」から削除する方向である。

### 福島県犯罪被害者等支援条例骨子案に関する御意見等 (第1回検討委員会後)

No.	条文	提案委員	意見等内容	事務局対応案
			「その他」(意見)	【計画で検討する】
23	その他	遠藤委員	・条文に則した支援策簡易概要版を作成してもらいたい。 ・この条例施行にあたり、国や県における支援策に関する情報や案内について簡易概要版があれば、万が一被害に遭われた方や遺族に対して市町村や他の機関においても速やかに対応可能となると思われる。	・県では既に、犯罪被害者等への各種支援策や連絡先等をまとめた「犯罪被害者支援ハンドブック」を作成している。推進計画策定後には、その内容を踏まえながら、同ハンドブックを見直し、市町村や他の機関に提供していくこととしたい。
			「その他」(意見)	【計画で検討する】
24	その他	渡邊委員	<ul> <li>・犯罪被害者等への支援を考えると、犯罪被害が起きたその時から、関係者はすべて支援者と意識持つことが大切だと思う。</li> <li>・被害直後は危機介入の徹底が必要と考える。何に対してどのように対応すべきかの情報の共有、危機連絡網(学校の緊急連絡網)の整備・協働体制(警察、マスコミ、医療機関等)、危機介入実践演習が大切である。マスコミは、被害者にとって、助けになる場合と二次被害を引き起こす両面を持っている。(報道被害)→マスコミに対する教育が必要。</li> <li>・混乱期には、犯罪被害者等にとって自己決定することは困難だと思われる。被害者等のニーズを迅速に把握し、心のケアよりはむしろ現実的な生活支援が必要である、そのためには、「ワンストップ窓口」の設置と、「支援メニュー」を提示でき、被害者と専門家と連携できるコーディネーターの役割が大切である。</li> <li>・直接の被害者だけではなく、被害者家族等への影響を考えると、家族全体の状況を把握して、必要な支援を特定化する必要があり、家族等の自己決定を尊重する姿勢が大切である。</li> <li>・長期的な支援に関しては、共感とエンパワーメントの視点(強みに注目して被害者の対処能力を高めること)を持って支援することが大切である。</li> </ul>	<ul><li>・御意見の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等支援における関係機関との連携体制については、推進計画策定の中で検討する。</li></ul>
			「その他」(質問)	【質問回答】
25	その他	岡﨑委員	・条例に基づく具体的支援が被害者にとって最も重要であり、切実に急がれる問題になる。条例 の内容が決まったらすぐに推進計画の協議会等が開かれるのか。	・推進計画については、本条例制定後、本委員会において速やかに協議を行う。
			「その他」(質問)	【質問回答】
26	その他	岡﨑委員	・「刑事に関する手続き及びその進捗状況に関する情報の提供」という条文が岐阜県と青森県に あると記載されているが、福島県としては、今回の条例には入れない方向ということになるのか。 全国的にもこの条文を採用している都道府県は少ないのか。	・全国的には同条文を採用している都道府県は少ないため、条例には入れず、本県では推進計画における具体的な支援内容の一つとして整理する考えである。
			「その他」(意見)	
27	その他	岡﨑委員	・犯罪等被害者の多くが損害賠償請求を行おうとするが、実際の裁判に辿り着くまでにたくさんの 難しい問題に直面する。費用の問題、時間の問題、弁護士の選定、精神的な負担、その他色々 あり、途中で諦める被害者も多いため、損害賠償請求に関する支援の条文をぜひ加えて欲しい。	・損害賠償請求に関する支援については、第12条の相談及び情報の提供等に含まれており、条文には加えないこととする。